

令和4年度後期授業料免除 確認票

— 学部・令和元年度以前入学者（学籍番号が“191A”“192C” から始まる方）向け —

学生番号：

氏名：

該当する□に✓をつけ、必要書類を確認してください。

Q1	日本学生支援機構（JASSO）の給付奨学金を受給中ですか？	☐ はい → Q2 へ
		☐ いいえ → Q4 へ
Q2	2022年10月以降の給付奨学金の支援区分を スカラネットパーソナルで確認し、 該当する区分に✓をつけてください。 ※9月5日（月）以降にスカラネットパーソナルを確認してください。 ※日本学生支援機構が毎年実施する適格認定（家計）により 10月から支援区分が変更になる場合があります。 前期と同じ支援区分になるとは限りませんので、各自必ず確認してください。	☐ 第Ⅰ区分 → A
		☐ 第Ⅱ区分
		☐ 第Ⅲ区分 → Q3 へ
		☐ 支援区分外・未定
Q3	学校独自の授業料免除（経過措置）（※1）を希望しますか？	☐ はい → B
		☐ いいえ → A
Q4	Q1 で「いいえ」と答えた方 学校独自の授業料免除（経過措置）（※1）を希望しますか？	☐ はい → Q5 へ
		☐ いいえ → C
Q5	日本学生支援機構（JASSO）給付奨学金の 申し込みについて	☐ これから申込み（在学採用二次） → D
		☐ 資産基準に該当せず申込みできない → E
		☐ 大学への入学時期に係る基準に 該当しないため申込みできない → F
		☐ 過去に学力不振のため留年した ため申込みできない（※2） → G

（※1） 本学独自の授業料免除（経過措置）は、【JASSO給付奨学金の選考結果】と【本学独自の授業料免除選考基準による選考結果】を比較したとき、JASSO給付奨学金による授業料免除額のほうが低い場合または免除額が全くなくなる場合に適用されます。ただし、限られた予算内で実施しますので、必ずしも十分な支援が受けられるとは限りません。

（例）日本学生支援機構が実施する新たな給付奨学金へ申請した結果、「不採用」となるが、
本学独自の授業料免除選考基準による選考結果では「全額免除」となる場合

（※2） 学力不振による留年のために修業年限（学部生の修業年限は4年0か月）を超えた方は、経過措置の対象となりません。

必要書類	A	B	C	D	E	F	G
・授業料減免の認定に関する申請書（A様式1） ・学修計画書（該当者のみ） ※提出が必要な学生へは後日連絡	×	×	○	○	×	×	×
・授業料減免の認定継続に関する申請書（A様式2）	○	○	×	×	×	×	×
・チェックリスト（後期用）・チェックリストで指定された書類	×	○	×	○	○	○	○
・日本学生支援機構（JASSO）給付奨学金の申請書類	×	×	○	○	×	×	×
・資産額が確認できる証明書類（残高証明書など）（コピー可）	×	×	×	×	○	×	×
・高校卒業時期が確認できる証明書類（コピー可）	×	×	×	×	×	○	×